

令和3年度東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針

令和3年2月4日決定

東村山市教育委員会

東村山市教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を行われなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応して、絶えずその在り方を見直していかなければならない。

このことから、経済や社会のグローバル化、急速な情報技術の進展、地球規模の環境問題、少子高齢化などの課題に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが重要である。

特に、東村山市の教育においては、東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～に掲げられている将来都市像「みどり にぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して行われなければならない。

東村山市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進する。

東村山市教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、全ての市民が教育に参加することを目指していく。

令和3年度東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、東村山市の特性を生かし、以下の「基本方針」に基づいて、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
全ての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。
そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術が進む社会にあっては、
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」を目指す東村山市にあっては、
子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。
そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働と全ての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

教育委員会標語「共創と成長」～持続可能な社会の担い手づくり～

東村山市教育委員会では、全ての児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化に柔軟に対応し、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができる「誰一人取り残さない教育」を目標に掲げ実践してまいります。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは

SDGs とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、令和 12(2030)年までに達成すべき 17 のゴール等を定めています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも平成 28(2016)年 5 月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、同年 12 月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されるなど取組が進められています。

また、SDGs は、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【出典:東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～】

SDGsの17のゴール



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う



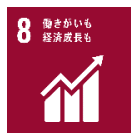
目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9

[インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

取組1 学びの基礎を徹底し、個々の能力を最大限に伸ばす

(1)子供たち一人一人の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切に、学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。

- ① 子供たちに育むべき資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を図るため、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を実施する。また、各教科等の教育内容を教科など横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を評価してその改善を図るなど、カリキュラム・マネジメント^{*1}を推進する。

*1…教科等横断的な視点を踏まえて教育課程を編成・実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立するとともに、教育活動に必要な人的・物的資源等を学校外部からも取り入れるなどして効果的に組み合わせること。

- ② 基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」、スモールステップで構成され東村山市の児童・生徒の実態を踏まえて作成された「東村山市版算数・数学基礎ドリル」及び「東村山市版国語基礎ドリル」を活用する。
- ③ 「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、組織的に子供たちの学力向上に取り組む。
- ④ 算数・数学及び中学校英語において、効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。さらに、他の教科においても個々の児童・生徒の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底するとともに、発展的な学習を工夫するなど、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など、個に応じた多様な教育を行う。
- ⑤ 多言語・多文化社会を意識し、国籍に関係なく、日本語の聞き取りや読み書きが難しい児童・生徒への支援事業を進める。

取組2 豊かな人間性を培い、健全な心を育む

(1)人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」などを踏まえるとともに、学校教育や社会教育等を通じて、新型コロナウイルス感染者、ハンセン病回復者、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者など、犯罪被害者やその家族、LGBT^{*2}、その他の人権問題など様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るため、子供たちの人権教育を進める。

- ① 東村山市における人権教育に関わる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層進める。
- ② 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、性別にかかわらず、すべての人が自分の生き方を自由に選択でき、自信と誇りと責任を持って輝けるという男女共同参画の理念を子供たちが理解し、その実現を目指すため、互いのよさを生かして協働する力を育成し、男女共同参画推進教育を進める。
- ③ 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実させる。また、学校における道徳教育などと地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちの

自尊感情を高め、多様性を尊重する態度の育成を目指す幅広い教育活動を進める。

*2…レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体の性と異なる性別で生きる人、または生きたいと望む人)の頭文字だが、性のあり方はとても多様であり、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もいる。

- (2)子供たちに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせるため、東村山市の特性を生かした「いのちとこころの教育」を進め、2月1日から同月7日を「東村山市いのちとこころの教育週間」とし、各小・中学校における教育実践や「市民の集い」などを通して「いのちとこころの教育」に関わる取組を東村山市全体で実施する。
- (3)「特別の教科 道徳」の実施に当たり、自己の生き方を考え主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる子供たちの道徳性を養うため、指導内容や指導方法の質的な改善を図り、子供たちに生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪を判断する力などの規範意識を身に付けさせる。
- (4)地域の担い手として社会貢献の精神を育むため、家庭、学校及び地域と連携し、健全育成のための環境整備を充実させる。

取組3 社会の変化に主体的に対応できる力を高める

- (1)社会が急速に変化し、予測が困難な時代を迎え、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが求められる。国際的に共有されている持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)や持続可能な開発目標SDGsなども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりに貢献する力を育成する。
- (2)勤労観・職業観、主体的に進路を選択する能力・態度など、子供たち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、職場見学や職場体験などに関する体験学習や話し合い活動を通して自己理解を深め、自己の生き方に関する学習活動などのキャリア教育の充実を図る。
- (3)将来を担う児童・生徒一人一人が主体的に社会へ参画する資質や能力を高めるため、市民としての権利や責務などについて学ぶシチズンシップ教育を推進する。
- (4)子供たちの情報活用能力(情報モラルを含む)を育成し、学習に対する興味・関心や論理的な思考力を高め、理解を深めるために、ICT*³ 環境の充実及び利活用を図る。また、GIGAスクール構想*⁴ の実施に向け、教員がICT機器の特性を理解し、指導改善を図り、児童・生徒が身に付けた情報活用能力を生かして主体的に学習に取り組むなど、学習活動の充実を図る。

*3…情報通信技術のこと。一例として電子黒板やタブレット型端末がある。

*4…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

(5)地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校の実情に応じた国際理解教育を推進するとともに、米国ミズーリ州インディペンデンス市との姉妹校交流事業や、中国蘇州市とのスポーツ・文化交流事業など、広範な国際交流を通じた教育の充実に向けた環境づくりを推進する。

(6)日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育むとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としての自覚と誇りを育てる教育を進める。

(7)自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動することのできる消費者としての基本的な資質・能力の向上及び実践的な態度の育成を図るため、社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科における学習を中心に消費者教育の充実を図る。

(8)小学校における外国語及び外国語活動を実施するに当たり、英語教育推進リーダー等を活用した研修会などを開催するとともに、各学校の英語教育推進担当教員を中心に効果的な指導方法の確立に努め、教員及び児童の英語力の向上に関する取組を推進する。

取組4 体を鍛える

(1)創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する子供たちの意識や、健康を保持・増進する資質や能力を高める。また、体力の向上を目指し、家庭・学校・地域が連携・協力した子供たちの健康・体力づくりを進める。

① 東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業などの質を高め、運動量を確保するとともに、運動の特性に応じた楽しさや喜びを味わうための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。

② 「東村山市アクティブプラン」に基づき、市立小・中学校で「学校アクティブプラン」を改定・見直しすることにより、計画的にオリンピック・パラリンピック教育^{*5}を推進し、子供たちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を育成するとともに、体力向上に取り組む。

*5…東京2020大会開催を契機として、自己肯定感や積極性などを向上させることで、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進することで、東京、そして日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを形成する教育

取組5 健康・安全に生活する力を培う

- (1)子供たちが生涯にわたって健康で安全な生活を送れるようにするため、家庭・学校・地域・関係機関と連携し、食育及び安全教育、防災教育などを実施する。
- ① 子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域や外国の産業や文化への理解を深めることができるよう、給食の時間及び各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などを活用した食育を推進する。また、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、家庭・地域と連携した食に関する指導を進める。
 - ② 食品ロスや環境保全の観点から、学校給食における残菜を減らす取組を推進する。
 - ③ 学校内外における子供たちの安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成など、安全教育を充実させるとともに、防犯体制の整備やボランティアへの巡回の働きかけなど、警察及び家庭・学校・地域が一体となった取組を推進する。
 - ④ 通学路上における事件・事故の未然防止のため、子供の安全確保と通学路の防犯対策を推進する。
 - ⑤ 防災教育の観点から子供たちの危機管理能力や自助・共助の意識を育てるとともに「東村山市立小・中学校災害対応マニュアル」などを活用し、「学校危機管理マニュアル」の改善を図り、安全確保・安全管理の徹底や家庭・地域・関係諸機関とのネットワークを強化する。
- (2)東村山市立学校における感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が発生した場合等の対応について規定した、東村山市立小・中学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)に基づき、各学校における感染症対策の徹底を図る。
- また、学校における教育活動を計画する際は、地域の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で、必要に応じて実施方法を見直したり、実施時期を変更したりする等、柔軟な対応に努める。

取組6 教員の資質・能力を高める

- (1)教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やキャリアプランに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を図る。
- (2)東村山市における学校教育の現状と課題をテーマとした全教員を対象とした研修や夏季集中研修などを実施することにより、指導力を高める。
- (3)学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの下、校内におけるOJT^{*6}の充実を通して教員の指導力を向上させ、学校の組織的な課題対応力を高める。
- *6…職場での実務を通じて行う教員の教育訓練のこと。
- (4)各学校において中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、主幹教諭や主任教諭等、中堅教諭の教員を対象としたマネジメント能力を身に付けるための研修の充実を図り、学校のリーダーとなる教員の育成を図る。

(5)東村山市立学校における働き方改革推進プランに基づき、教員の長時間労働の改善に取り組み、子供と向き合う時間や授業準備・教材研究に取り組む時間を確保する。

(6)市立小・中学校から体罰などを一掃する。また、学校における個人情報の管理を徹底するとともに、ハラスメントなどのサービス事故を防止するため、学校との連携を強化してサービスに関する研修の充実を図る。

取組7 質の高い教育環境を整える

(1)子供たちが自らを十分に発揮し、自己実現を図る力を育むことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。また、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、各学校が教育の在り方を見直すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校を核とした地域づくりを推進する。

(2)小・中学校において、学校評価を生かしたカリキュラム・マネジメントを進めることにより、複雑化し多様化した教育課題の解決を図るとともに、次代を担う児童・生徒の育成に向け、創意ある学校経営に取り組む。

(3)子供たちに対する一貫性のある指導を行うため、保・幼・小連絡会や小・中連携事業などを通して、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校間の連携を強化し、幼児・児童・生徒同士、教員と児童・生徒、教員相互の交流活動を推進する中で、教育内容及び健全育成の情報交換を密接に行う。

(4)いじめなど、子供たちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図る。

(5)「東村山市特別支援教育推進計画(第五次実施計画)」に基づく取組を推進することにより、特別な支援が必要な児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成していく。

① 新たに開設する自閉症・情緒障害特別支援学級^{*7}を含め、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育及び支援についての合理的配慮を具体化し、適切な教育環境を提供する。

*7…学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、自閉症児、情緒障害児を対象とする。情緒の安定を図り、円滑に集団に適應していくことなどができるようにするために、多様な状態に応じた指導を行う。

② 特別支援教室^{*8}等における指導の成果をもとに、障害の有無に関わらず全ての児童・生徒にとって分かったと実感できる授業を目指すとともに、全ての学級において安心して過ごすことができる教室の整備等の促進を図る。

*8…都内公立小学校及び中学校の通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等のある児童・生徒を対象として発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して「自立活動」を指導することにより、在籍校で特別な指導を受けられる制度。

③ 学校内での交流及び共同学習や副籍交流などを通じて相互理解を図り、互いに支え合うことのできる地域社会の実現を進める。

(6)全ての小学校・中学校において、教員が不登校児童・生徒に対して組織的な対応ができるよう、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用し、適切なアセスメント^{*9}手法や効果的な支援の内容・方法について普及させる。

*9…児童・生徒についての情報を様々な角度から収集し、それらを整理分析して、児童・生徒の実態や全体像を理解していくプロセス(様々な情報を基に総合的・多面的に判断し、見立てること)

(7)不登校児童・生徒のため、適応指導教室「希望学級」や「ほーぶ」などを通じて、多様な学びの場を提供するとともに、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」に基づき、スクールカウンセラー^{*10}、スクールソーシャルワーカー^{*11}などを活用しながら、早期解決につなげる。

*10…いじめ、不登校、問題行動等の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方などに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士の資格を有する専門職。

*11…いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働き掛け、専門機関と連携を図った支援をする社会福祉の専門的な知識や技術を有する者。

(8)0歳から18歳までの子供とその保護者などについて、「東村山市子ども相談室」において、早期からの継続的な相談支援を行い、家庭の状況などにかかわらず安心して教育を受けられるよう取り組む。

(9)「第4次東村山市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立図書館は地域の読書の拠点として機能の充実を図り、学校図書館は子供たちの読む力、調べる力を育成する場所づくりを目指す。

(10)保護者、地域などの学校外の人材を活用して、教育活動のより一層の充実を図る。また、学校経営においては、学校運営協議会制度を積極的に活用して、開かれた学校づくりを進める。

(11)学校施設及び社会教育施設の老朽化対策を継続するとともに、今後の人口動態を見据えた中で、市民ニーズを検証して必要な施設の改修を行うなど教育環境の改善を進める。また、災害時の緊急避難場所としての機能を確保するため、引き続き安全対策の整備を実施する。

(12)教員のライフ・ワーク・バランスを図るための取組を充実し、教員のこころの健康の保持・増進を図るため、教員自らがストレスに気づき、早期に対処できるようメンタルヘルスに関する啓発を行うとともに、一人一人の教員のストレスチェックを実施し、「早期発見」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策を実施する。

(13)学校におけるアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、保護者・校長・担任・養護教諭・栄養士などと連携し、安全・安心な学校給食を提供する。

取組8 家庭の教育力向上を図る

- (1) 子供たちの基本的な生活習慣と学習習慣の確立に向け、「家庭教育の手引き書」などを通じ、学校と家庭との連携を強化する。
- (2) PTAなどの主体的な活動に向け、情報交換や研修会などの機会の提供や取組を支援する。
- (3) 親子のふれあいを大切にしたい体験活動・講座・おはなし会などを開催し、子育てに役立つ情報を提供する。

取組9 地域・社会の教育力向上を図る

- (1) 生きがいやゆとりのある人生を送ることを目的とした生涯学習を推進するため、市民の多様なニーズに対応した「東村山市生涯学習計画」に基づき、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みの整備など、総合的・広域的な支援の充実を図る。
 - ① 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市民の気運を一層高める。
 - ② 図書館・公民館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動を充実させるとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、地域の教育力向上を目指す。
 - ③ 市民の誰もが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供し、市民の文化の創造・交流の場を充実させる。
 - ④ 市内の文化財を保護するとともに、国重要文化財「しもやけいせきしゅつどひん下宅部遺跡出土品」及び徳蔵寺「ばんこう元弘の板碑」、国宝の「しょうふくじしどうどう正福寺地蔵堂」など、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を促進し、地域の歴史的な財産として市民と共に文化を共有していく。
- (2) 地域で活動する諸団体の連携を深め、協力体制の充実を図るためのネットワークづくりを推進し、地域の特色を活かした多様な体験活動の機会の創出を図る。
- (3) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設の開放や施設の複合的な活用に取り組むなど一層の効率的・効果的な運営を行う。